

広報

どろうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。
この地に生きることに誇りを持ち、平和な村
を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくります。
- 一、生産に励み豊かな村をつくります。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくります。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくります。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくります。

Contents

2. 道志村プレミアム付き商品券取扱店募集
3. 道志みち交通量調査結果 / 役場からのお知らせ
4. 道志村国民健康保険の現状
5. 後期高齢者医療保険料の改正について
6. にっこりコール表彰
7. 児童手当 / 臨時給付金
8. 学童保育所夏季入所児童募集 / 軽スポーツ教室
9. 特別弔慰金支給 / 戦没遺児持慰霊友好親善事業
ハチ駆除用防護服の貸し出し / 農業機械の貸し出し
10. 飼い犬登録のお知らせ / エコライフ促進事業助成金
11. 暮らしのお知らせ ①
12. 暮らしのお知らせ ②
13. 診療所だより / トレイルレース報告
14. 地域おこし協力隊
15. 道志村トピックス
16. 道志中学校修学旅行特集

道志の田植え始まりました
実りの秋が楽しみです

道志村プレミアム付き商品券 取扱店募集

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における緊急的取組として、消費喚起を促し、地域経済の活性化につなげることを目的として「道志村プレミアム付き商品券」を発行します。

道志村プレミアム付き商品券とは

国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、10,000円で13,000円分のお買い物ができるプレミアム付き商品券を販売します。

購入対象者 道志村在住の方

購入限度額 一人30,000円(3セット)まで

1セット内容 500円券26枚綴り(13,000円分)を10,000円で販売

※道志村内の登録店のみで使用可能



発売時期 平成27年8月

利用期間 平成27年8月～平成28年1月末

道志村プレミアム付き商品券が使える

村内の事業者の方を募集 します。

募集要件 道志村内に店舗、事業所等のある事業者

利用できる商品・サービス

- ・食料品、日用雑貨など
- ・ガソリン、灯油など
- ・飲食代
- ・車や家の修理
- ・理容、美容
- ・農業用品

利用できない商品・サービス

- ・土地の購入や家賃支払い
- ・切手、官製はがきなど
- ・たばこ
- ・事業に要する資材等の調達
- ・公共料金

申込方法

「取扱店登録申込書」に必要事項を記入の上、役場総務課へ提出してください。申込書は役場 総務課で受け取るか、道志村公式 HP からダウンロードしてください。

申込期間

平成27年6月1日～平成27年7月30日

お申込みをお待ちしています！

問い合わせ

役場

総務課

☎52-2111

道志みち交通量調査結果

道志村では、国道413号と県道都留～道志線の交通状況の把握を目的として、毎年5月、8月、11月に道志みちの交通量調査を行っています。

本年度もGWの5月3日と5月4日の2日間にわたり、水源の郷やまゆりセンター前において調査を行いました。結果は次のとおりです。

国道413号

	5月3日(憲法記念日)	5月4日(みどりの日)
山中湖方面へ	6,084台	4,580台
相模原方面へ	4,592台	5,227台
合計	10,676台	9,807台

県道都留～道志線

	5月3日(憲法記念日)	5月4日(みどりの日)
都留方面へ	807台	774台
道志方面へ	704台	1,024台
合計	1,511台	1,798台

※台数は、午前7時～午後7時までの12時間における乗用車、バス、貨物、バイク、自転車をカウントしたものです。

富士山世界遺産登録から約2年が経過します。道志みちを利用する観光客も年々増加傾向で、バイクや自転車の台数の増加も特徴です。

今後も定期的に調査を行い、道志村内の道路交通状況の実態把握に努めて参ります。

役場からのお知らせ

都留信用組合・ゆうちょ銀行・山梨中央銀行 山梨県民信用組合・山梨信用金庫 の口座から村の税金などが自動払込できます

口座振替（自動払込み）制度は、あなたに代わって金融機関がご指定された預貯金口座から納期限ごとに自動的に振替納付する制度です。

納期ごとに金融機関まで行くのが不便な方、普段留守の日が多い方や、家族みなさんがお勤めで、納付に行く時間がない方には大変便利です。

口座振替が可能な村税などは下記のものとなります。

1. 村県民税（普通徴収）
2. 固定資産税
3. 軽自動車税
4. 国民健康保険料
5. 介護保険料
6. 浄化槽料
7. 水道料金
8. 後期高齢者医療保険料



都留信用組合各支店、全国のゆうちょ銀行・山梨県民信用組合・山梨中央銀行・山梨信用金庫の窓口にて手続きできます。口座振替を希望される方は、役場までお問い合わせください。

●問い合わせ先

- ・村県民税・固定資産税・軽自動車税は・・・
総務課 ☎52-2111
- ・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は・・・
住民健康課 ☎52-2113
- ・水道料・浄化槽料は・・・産業振興課 ☎52-2114

告知端末に不具合を感じましたら

ご家庭に設置してあります、告知端末について使用するうえで、表示がおかしい、異音がするなど不具合が生じましたら道志村役場へご連絡下さい。ご連絡時には、お名前、住所、電話番号、不具合の内容をお伝えください。

不具合の内容につきましては、修理にお時間がかかる場合がございますので、お早めにご連絡下さい。

◆問い合わせ先

総務課 ☎52-2111

窓口におけるお願い

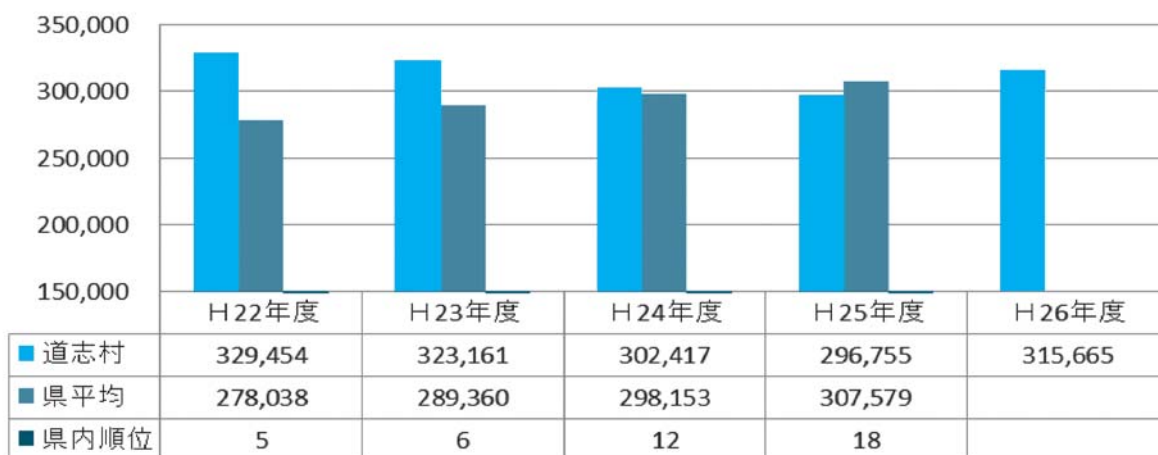
各種証明書請求の際に窓口で身分確認をさせていただきます。

請求される各種証明書は、重要な個人情報になりますので、身分確認書類の提示にご協力をお願いします。

※身分確認書類：運転免許証、住基カード、在留カードなど

国保の勉強をしてみましょう

■ 道志村国民健康保険医療費の現状 ■



最近5か年の道志村国保の1人当たり医療費を見てみましょう！

平成22年度は県との医療費の差はなんと50,000円以上もありましたが、その後、被保険者の皆様のご協力により年々減少し続け、平成25年度には県平均を10,000円も下回りました。

ところが、平成26年度については生活習慣病が重症化し入院治療が必要になった方が増えた等の原因により、前年度より19,000円も増額してしまいました。

国民健康保険は、私たちが病気やけがをしたときに安心してお医者さんにかかるように、普段からお金（保険料）を出し合い、お互いに助け合っていこうという制度です。医療費が増加するとそれに伴い保険料も上げていかなければなりません。

それでは、医療費を削減するためには、どうしたらいいのでしょうか？

① 特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診は、メタボリックシンドロームを早期に発見して、生活習慣病を未然に防ぐために実施されます。健診の結果、生活習慣の改善が必要だと判断された方には、特定保健指導が行われます。対象者は必ず受診をして、ご自身の健康管理に役立てましょう。

② 適正受診を心がけましょう

・「休日や夜間の受診」は避けましょう。

休日や夜間の受診は割増料金がかかります。また、軽傷の受診が緊急性の高い方の治療に支障をきたす恐れもあります。緊急の場合を除き、平日の診療時間内に受診できないか、もう一度考えましょう。

・「かかりつけ医」を持ちましょう。

日頃から、病気の治療や医療の相談に乗ってもらえる「かかりつけ医」を持ちましょう。紹介状を持たずに最初から大きな病院を受診すると、費用が余計にかかる場合があります。

・「ジェネリック医薬品」を活用しましょう。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談し、積極的に活用しましょう。

・「薬のもらいすぎ」は禁物です。

薬は用量・用法を守って服用しなければ、効果がえられないばかりか、症状が悪化することもあります。むやみに薬を欲しがらず、医師の診断と処方信頼しましょう。

・「重複受診」はやめましょう。

同じ病気で複数の医療機関で受診する「重複受診」は、医療費のムダになるだけでなく、治療に支障をきたすこともあります。



毎日の暮らしの中で、医療についてちょっと関心をもってみる、それが医療費を大切にすることにつながります。それとともに、みなさんが生活習慣を見直して、健やかな毎日を送りましょう。

後期高齢者医療制度の保険料率について

平成 26・27 年度の保険料率

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直すこととされていることから、このたび平成 26・27 年度の保険料率を決定しました。

平成 24・25 年度	均等割額 ……………39,670 円	▶	平成 26・27 年度	均等割額 ……………40,490 円
	所得割率 ……………7.86%			所得割率 …………… 7.86%
	一人あたり平均保険料 …69,608 円			一人あたり平均保険料 71,265 円

保険料の算定

保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して、個人ごとに算定します。

$$\text{一人あたりの年間保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額 (賦課基準額} \times \text{所得割額)}$$

平成 27 年度の後期高齢者医療保険料は、前年（平成 26 年）中の所得が確定した後に決定されます。

保険料の納付方法

納付方法には、特別徴収（年金からの引き落とし）と普通徴収（納付書等により金融機関などで直接納める）の方法があり、特別徴収には、仮徴収と本徴収があります。

・特別徴収の場合

老齢・退職年金、遺族年金、障害年金等の受給額が年額 18 万円以上の方であり、介護保険料との合算額が年金受給額の 1/2 以下である場合、年間確定保険料額から仮徴収額を控除した額を本徴収として年金から引き落としとなります。（表 1 参照）

年度途中で誕生日（6 月以降）を迎える方、転入してきた方などは年金からの引き落としの手続きが整うまで普通徴収の方法により納めていただくこととなります。

仮 徴 収		
4 月	6 月	8 月
前年度の 2 月時の保険料（特別徴収された額）の金額が、この仮徴収額となります。		

本 徴 収		
10 月	12 月	2 月
平成 26 年中の収入により確定し、【確定した年間保険料額－仮徴収分】を 3 回に分けて納めていただきます。		

※特別徴収は申出により普通徴収に変更することができます。

※年度途中で保険料に変更等があった場合は徴収方法が昨年と変更されています。詳しくは各自郵送される通知をご覧ください。

・普通徴収の場合

年間確定保険料額を算定後、7 月から翌年 2 月までの年 8 回（8 期）で納めていただきます。

普通徴収の場合には、納付書で金融機関等において直接納めていただくか、口座振替をご利用できます。

口座振替を選択された方は、残高不足で振替不能にならないよう注意してください。

通知時期

普通徴収の方は、7 月中旬に通知いたします。（口座振替依頼書を同封）

特別徴収の方は、8 月下旬に通知いたします。

ご不明な点等ございましたら・・・住民健康課まで ☎ 52-2113

にっこりコール事業が 高品位介護アワードに選出されました

にっこりコールとは

村が設置した告知用端末機を利用した電話相談、訪問等による各種サービスを提供することで、**高齢者の安否確認、服薬確認、生活状況及び健康状態の把握**をするとともに、**見守り支援、閉じこもりの改善、その他高齢者支援サービスの提供に向けた関係機関との調整を図る**ことを目的としたサービスです。

高齢者とオペレーターが互いに顔を見ながら会話でき、必要に応じて民生委員や保健師、社会福祉協議会等関係機関に繋げ、安心して在宅で過ごせるように支援しています。新規に申し込みのあった方には、オペレーターが高齢者の自宅を訪問して、サービスの趣旨を説明しながら、告知用端末機の操作方法などを指導します。

にっこりコール事業は、厚生労働省の「地域包括ケアシステム事例集成」（地域包括ケアシステム事例分析に関する調査研究事業）にて先進地事例として取り上げられるとともに、第4回高品位介護シンポジウムにて、「高品位介護アワード2014」に選出され、全国の高品位介護10選の表彰を受けました。

テレビ電話を活用して、 高齢者の安心安全な在宅生活を支援

- 全戸に設置した告知用端末機（テレビ電話）を活用して、高齢者とオペレーターが互いに顔を見ながら会話をすることで、安否確認のほか健康状態を把握。
- 高齢者の心配事などの相談を聞き、必要に応じて各種機関に適切に繋ぐ。
- 緊急時には、ホームヘルパーであるオペレーターが自ら訪問。
- 自殺対策や虐待、DVや消費者被害などの啓発活動や、相談・通報を適切に専門機関へ繋げる



高齢者

端末機による
声かけ・相談
安否確認



にっこりコール

相談に応じて
関係機関へ
繋げる

関係機関

- 介護・福祉・障害等役場関係課
- 地域包括支援センター
- 社会福祉協議会
- 民生委員
- ケアマネジャー
- 医療機関
- 消防署

- 心配事などの相談にのります。
- 2週間に1度、センターからテレビ電話し、健康状態などを把握します。（回数については相談に応じます）
- 緊急事態には必要に応じて訪問などを行います。
- 秘密は厳守します。
- お気軽にお電話ください。



気軽にお話ししましょう♪

にっこりコール（テレビ電話から） ☎52-3071 / ☎52-3072

児童手当とは

住民健康課
☎52-2113

1. 目的：児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。
2. 支給対象：中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）までの子どもを養育している方
※公務員の方は勤務先へ申請してください。



●支給額

区分	月額
0歳から3歳未満	15,000円
3歳から小学校修了前 第1子、第2子※	10,000円
第3子以降※	15,000円
中学校終了前	10,000円
所得制限以上（特例給付）	5,000円

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある養育するお子さんの中で、年長者から順に数えます。

●支払時期

2月	10,11,12,1月分
6月	2,3,4,5月分※
10月	6,7,8,9月分

児童手当の現況届を提出してください

住民健康課
☎52-2113

児童手当制度は、0～15歳までの子どもを養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう子どもの健全な育成及び資質の向上に資することを目的として支給されるものです。



★受付期間 平成27年6月30日(火)まで

～現況届に必要な添付書類～

- ・受給者（父親や母親）の健康保険被保険者証又は年金加入証明書（請求者が被用者（サラリーマンなど）である場合に提出）
- ・前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（その年の1月1日に道志村に住所がなかった場合に提出）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります

★注意事項 毎年6月に「現況届」を提出していただいています。この提出がないと引き続き受給資格があっても、6月分以降の児童手当が一時支給停止されます。

子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金

住民健康課
☎52-2113

平成26年4月1日からの消費税増税に伴う、子育て世帯・所得の低い方への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」・「臨時福祉給付金」を支給します。

道志村では申請書の受付・配布時期は7月からスタートできるように、準備している段階ですので、詳しくは広報7月号に掲載予定となっています。なお、対象者には7月初旬頃に申請書を郵送により配布予定となっています。



平成27年度 小学校夏休み休暇中の 道志村学童保育所の入所児童を募集します！

住民健康課
☎52-2113

1. 学童保育とは

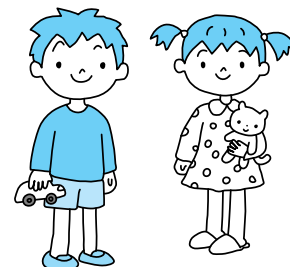
両親が労働している児童の放課後や学校休業日を保護者に代わって保育することをいいます。

2. 入所対象児童及び定員

小学校1年生～小学校6年生 40名程度

3. 入所基準

- ①保護者が家庭外で労働している家庭の児童
- ②保護者が家庭内で児童と離れて労働している家庭の児童
- ③保護者のいない家庭の児童
- ④保護者が出産直前直後や病気等で児童の保育ができない家庭の児童
- ⑤家庭に介護や看護しなければならない家族がいる家庭の児童
- ⑥火災や地震などの不幸があり、児童の保育ができない家庭の児童



4. 開所場所

集いの家（馬場）

5. 開所日

平成27年7月23日（木）～8月20日（木）
・夏休み期間中…8時30分～18時00分（延長保育あり）

6. 休所日

土・日・祝日・お盆休み（8月13日～16日）

7. 保育料

（夏休みのみ入所する児童の方）月額4,000円（別途、おやつ代がかかります。）
※通年入所児童は保育料・おやつ代は変わりません。

8. 注意事項

- ・低学年を優先的に入所させていただきます。
- ・夏休みの入所申請期間は下記の期間に実施致します。
- ・通年入所している児童は再申請する必要はございません。
- ・通年入所している児童も長期休暇が利用できるとは限りません。

9. 申請期間

平成27年6月1日（月）～6月19日（金）
※7月1日頃に入所許可書の方を送付させていただきます。

10. 申請先

道志村役場住民健康課 ☎52-2113 ※申請書類一式は、住民健康課にてお渡しします。

軽スポーツ教室

住民健康課 ☎52-2113
教育委員会 ☎52-1020

健康教室第2弾！！

6月より「軽スポーツ教室」を開催します。
みんなで楽しく汗を流し、運動不足を解消しましょう。

- 場 所：道志中学校体育館
- 対象者：20歳以上の成人
- 時 間：20時～21時30分
- 持ち物：運動靴、タオル、飲み物
- 指導者：道志村スポーツ推進員

【年間予定表】 月2回の木曜日

月	実施日	内 容
6月	11日、25日	バドミントン
7月	2日、16日	
8月	6日、27日	卓 球
9月	3日、17日	
10月	1日、15日	ソフトバレー
11月	12日、26日	
12月	10日、24日	バドミントン
翌1月	14日、28日	
翌2月	18日、25日	卓 球
翌3月	10日、24日	



戦没者等のご遺族の皆様へ ～特別弔慰金(第十回)が支給されます～

住民健康課 ☎52-2113・県国保援護課援護恩給担当 ☎055-223-1454

◇**対象者**：平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の3親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◇**支給内容**：額面25万円、5年償還の記名国債

◇**請求期間**：平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

※期間を過ぎると特別弔慰金の請求ができなくなりますので、ご注意ください。

◇**請求窓口**：住民健康課

戦没者遺児の皆さんへ

住民健康課

☎52-2113

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的とし、厚生労働省から補助を受けて実施しています。また、本年は終戦70周年記念事業といたしまして、洋上慰霊を実施いたしますので、関係遺児の方々の多数のご参加をお願い申し上げます。費用は、参加費として10万円。参加希望者が募集人員を上回る場合は、日本遺族会本部にて選考いたします。

【実施地域】（広域地域）①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④ボルネオ・マレー半島
⑤マリアナ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦中国 ⑧トラック・パラオ諸島
⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー ⑪フィリピン ⑫終戦70周年記念洋上慰霊
（特定地域）①マーシャル・ギルバート諸島

ハチ駆除用防護服の貸し出しについて

住民健康課

☎52-2113

毎年、春から秋にかけて、ハチの活動が活発になり、住民のみなさまから宅地内等でのハチの巣駆除の相談が多数寄せられますが、村では個人の所有地や管理地にあるハチの巣駆除は行っていません。スズメバチなどは強い毒性があり、駆除には危険が伴いますので、専門業者に依頼して駆除してもらうことをお勧めします。なお、ハチ駆除用の防護服を無料で貸し出しておりますので、希望される方は、住民健康課までお問い合わせください。

農業機械の貸し出しについて

産業振興課

☎52-2114



道志村では、農作業の軽減及び農地等及びその周辺の環境を保全することを目的として、村が所有する農業機械の貸し出しを行っています。金額は次のとおりです。

- | | | | | | |
|---------|----|--------|-------|----|--------|
| ●トラクター | 1日 | 5,000円 | ●マメトラ | 1日 | 2,000円 |
| ●マルチ貼り機 | 1日 | 2,000円 | ●草刈り機 | 1日 | 2,000円 |

飼い犬登録のお知らせ

住民健康課
☎52-2113

◎登録について

犬の所有者は、生後 91 日以上の子犬について、犬の登録をしなければなりません。(生涯 1 回) 登録手数料は、1 頭につき 3,000 円です。

登録の申請があったときは、鑑札を交付しますので、首輪などに付けてください。(迷子札と同じ役目をします) 他市町村にて登録を済まされていて、本村に転入された場合、以前住所地で交付された鑑札と引き換えに本村の鑑札を無料でお渡しします。



【罰則規定】

狂犬病予防法第 27 条第 1 項第 1 号の規定により、犬の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者は 20 万円以下の罰金が科されます。



◎狂犬病予防注射と注射済票の交付について

生後 91 日以上経過した飼い犬には、毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。注射を受けた犬の飼い主には、注射済票を交付いたします。

直接動物病院等で予防注射を受けた場合は、必ず役場住民健康課で注射済証明書と引き換えに注射済票の交付を受けてください。交付料金は 550 円です。

注射済票を紛失した場合には、1 頭につき 340 円で再交付いたします。

◎飼い犬が死んだとき

犬の登録を抹消する必要がありますので、犬の鑑札及び注射済票を持参のうえ、役場住民健康課まで届出をしてください。

やめよう 犬の放し飼い 考えよう 他人の迷惑！

犬の飼い主は、他に迷惑をかけない、犬の健康や安全に注意する、ルールに従って適正に飼育するなどの責任があります。犬に限らずペットを飼う場合、飼い主にはルールとマナーを守る義務があります。

- ・犬の放し飼いはやめましょう。
- ・犬のフンは持ち帰りましょう。
- ・飼育場所を清潔にしましょう。
- ・犬に無駄吠えをさせないようにしましょう。



道志村エコライフ促進事業助成金交付について

産業振興課
☎52-2114

昨今の全国的な地球温暖化防止の取組みも踏まえ、日本一の水源の郷エコライフを実現するため、ご家庭でエコライフ施設を購入される方に対して、一定の助成金を交付しております。

今回、新たに『木質バイオマスボイラ』を追加することとなりました。風呂釜等に使えるエコ施設です。みなさまの積極的なご活用を期待しています。

助成対象施設	・住宅用太陽光発電システム……………『上限 1 0 万円』
	・木質バイオマスストーブ (木質ペレットか薪) ……『上限 1 0 万円』
	・家庭用生ごみ処理機……………『上限 2 万円』
	・電気自動車……………『上限 1 0 万円』
新規対象施設	・木質バイオマスボイラ……………『上限 1 0 万円』

なお、本要綱及び申請書等の様式については、道志村役場ホームページに公表しています。詳細については、そちらをご確認ください。※本年度 (平成 27 年 4 月 1 日以降) 購入予定の方のみ

子育て

6月のつぼみひろば

ママ友作りはもちろんですが、保育所入所前から他の子どもと遊ばせ、集団生活の練習をしてみましよう。

◎乳児期からよい食事で健康づくり！
離乳食作りを学びましょう！

日時 6月11日(木)
10時～14時

場所 善之木コミセン「いこい」

講師 栄養士 古谷けい子

内容 「離乳食・幼児の食事作り」
*調理実習をし、具体的な方法を習得しましょう。作った後はみんなで、楽しく食べながら交流をします。

◎親子の絆を強め、

自然な運動発達を促します！

日時 6月25日(木)

10時～12時

場所 善之木コミセン「いこい」

講師 運動士 石倉秀子

内容 ベビービクス

*村内のお母さん達で楽しく交流しましょう。

育児ボランティアもお願いしてあります。

◆問い合わせ 住民健康課

☎52・2113

イベント

6月の「歌の会」について

ピアノの演奏を聴いたり、演奏に合わせて昭和のヒット曲や童謡など心懐かしい歌を唄ったりしています。どなたでも参加できます。

◎6月の「歌の会」の日程について

3日(水)、4日(木)、5日(金)、8日(月)

9日(火)、12日(金)、17日(水)、18日(木)

22日(月)、23日(火)

毎月10回 ※14時～15時まで

実施しています

場所・福祉センター

◆問い合わせ 住民健康課

☎52・2113

道志村内卓球大会の開催

日頃の運動不足解消を解消すると共に相互の親睦を深めるため村内卓球大会を開催しますのでご参加ください。

日時 平成27年6月21日(日)

8時30分から

場所 道志中学校 体育館

参加料 200円(一日保険代)

※高校生まで無料

参加希望の方は6月15日(月)

までに教育委員会

☎52・1020(まで)

お申込みください。

◆申込み・問い合わせ先

教育委員会

☎52・1020

募集

道志村学童保育所

指導員募集!!

学童保育所では夏季休暇に伴い、指導員を下記の通り募集しています。

○資格

保育士・小学校教諭等の資格を持つている方や未経験者の方

○就業期間

平成27年7月23日(木)～8月20日(木)

【土・日・祝日・お盆休み(8月13日～16日は休所日)】

○就業時間

・8時30分～18時(交代制)

○賃金

・保育士等資格保持者：時給900円

・無資格者：時給800円

○申込期間

平成27年6月1日(月)～6月26日(金)

まで

◆申込場所 住民健康課

☎52・2113



「スポーツプラザ屋内プール」 監視員募集

教育委員会では屋内プールの監視員を次のとおり募集いたします。

・勤務時間 9時～18時までの間

・管理業務 プール監視業務・施設利用の管理・来館者の案内・その他管理に必要なこと

・賃金

一般【時給】800円

大学生【時給】770円

高校生【時給】740円

シルバー【時給】730円

勤務開始

平成27年7月4日(土)から

・募集人員 6名

・募集資格 男女・年齢は問いません。

・募集期間 平成27年6月26日まで

◆申込み・問い合わせ先
教育委員会

☎52・1020



その他

**2015 桂川源流地域協議会
発足記念シンポジウム開催の
お知らせ**

日時 6月28日(日) 13時30分開演
場所 富士山科学研究所1階ホール

富士山麓から相模湾へ

～113km 水の旅～

○第一部

基調講演 安田喜憲氏

「流域 森里海の循環文明とは」

○第二部

パネルディスカッション

ゲスト 環境省大臣官房審議官

中井徳太郎氏

地元の漁業・林業関係者・水質研究者とともにディスカッションを行います。

◆問い合わせ

事務局 山梨県富士・東部林務環

境事務所環境事務所環境課

☎0554・45・7811

**■やまびこ支援学校オープン
スクールのお知らせ**

本校の教育活動について、多くの方
に知っていただくために、授業や
校内の様子を公開します。

○日時 平成27年6月30日(火)

9時45分～12時

(受付 9時30分～9時45分)

参加を御希望の方は、6月19日(金)
までにお申し込みください。

◆申込み・問い合わせ先

山梨県立やまびこ支援学校

相談支援部(小池)

〒409・0501

大月市富浜町宮谷1497

☎0554・23・1943

FAX 0554・23・1946

**■夏の「きこえ」と「ことば」
の相談会のお知らせ**

くろう学校「きこえとことばの

相談センター」

お子さまの「きこえ」「ことば」の

ことで不安はありませんか。

少しでも不安のある方は、この機

会にご相談ください。専門の教員が

相談に応じます。

日時・平成27年7月12日(日)～

7月14日(火)

9時から17時まで

場所・県立くろう学校

(山梨市大野1009)

対象・0歳児から大学生まで

相談内容

①「きこえ」と「ことば」に関する悩

みの相談

②「きこえ」と「ことば」に不安のあ

るお子さまへの関わり方について
(育児相談)

③「きこえ」と「ことば」に不安のあ
るお子さまの生活や学習について
(教育相談)

④聴力測定

⑤補聴器相談

申込方法・事前に電話かFAXで

日時を予約してください。

※締切は7月8日(水) 15時まで

その他・費用は一切かかりません。

・完全個別予約制で秘密は厳守します。

・この相談会はくろう学校入学とは関

係ありません。

◆問い合わせ

くろう学校「きこえとことばの相談

支援センター」手塚

☎0553・22・1378

FAX 0553・22・6419

**■狩猟免許試験(狩猟免許4
種類)の実施のお知らせ**

山梨県では狩猟免許試験を次のと

おり実施します。

○日時 8月8日(土)・9日(日)のいず

れか一日

※試験日は、申請書受理後に各林務

環境事務所が指定します。

○場所 県立青少年センター内

リバース和戸館

(甲府市川田町517番地)

○申請期間 6月1日(月)～6月30日(火)

○受験料 5,200円

◆問い合わせ

各地域 林務環境事務所森づくり

推進課

**■全国一斉「子どもの人権110
番」強化週間のお知らせ**

平成27年6月22日(月)から6月28日

(日)までの7日間は、全国一斉「子ども

の人権110番」強化週間です。

学校における「いじめ」の事案や家

庭内における児童虐待の事案は、依

然として数多く発生していることか

ら、子どもをめぐる様々な人権問題

に積極的に取り組むため、全国一斉

強化週間を実施します。

○実施機関・甲府地方法務局及び

山梨県人権擁護委員会

○期間・平成27年6月22日(月)から

6月28日(日)までの7日間

○時間・8時30分から19時まで

(ただし、土曜日・日曜日は

10時から17時まで)

○電話・0120・007・110

(全国共通・フリーダイヤル)

相談は無料で秘密は厳守します

甲府地方法務局職員及び山梨県人権

擁護委員連合会の「子ども人権委員

会」の委員を中心とした子どもの人

権問題について適切に対応できる人

権擁護委員が対応します。



診療所だより



コレステロールを大量に摂取しても高コレステロール血症にならない！？

今まではコレステロールを摂り過ぎると高コレステロール血症になってしまうので食べ過ぎに注意しましょう、卵は一日一個までです、と言われてきましたが、結局コレステロールの摂取量と、血液中の善玉/悪玉コレステロール値とはあまり関連性がないという研究結果がアメリカで発表され、コレステロールの摂取量について考え方が変わりました。卵は1日1個まで、と決めつけなくても良さそうです。ただし注意が必要です。コレステロールの摂取量は問題なくても、脂肪酸(いわゆる脂肪です)、特に人工的に作られるトランス脂肪酸ーマーガリンやパン、ケーキなどに多く含まれているそうなんですがーは、体内の悪玉コレステロールを増やしますし動脈硬化にもなります。脂肪成分とコレステロールは食材の中に一緒に含まれているので、結局脂肪の摂り過ぎは動脈硬化につながりますので良くないという事ですね。なので卵にしても何にしても、カロリー

や脂肪含有量に注意して、食べ過ぎないように気を付けましょう。

- ・月始めには保険証の提出をお願いします
- ・火曜日は9:30~10:30ころまで胃カメラ検査になります
- ・健診日は医師不在の時間があります
- ・木曜日の診療は15:30までの受付となります

6月の予定

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
5/31	6/1	6/2 午前：胃カメラ	6/3	6/4	6/5 研修のため休診	6/6 午前中のみ診察
6/7	6/8	6/9 午前：胃カメラ	6/10	6/11	6/12 研修のため休診	6/13 午前中のみ診察
6/14	6/15	6/16 午前：胃カメラ	6/17	6/18 保育園 健診 10:30~12:00	6/19 研修のため休診	6/20 午前中のみ診察
6/21	6/22	6/23 午前：胃カメラ 午後：健診事後指導 13:30~14:30	6/24	6/25	6/26 研修のため休診	6/27 午前中のみ診察
6/28	6/29	6/30 午前：胃カメラ 乳幼児健診 10:30~15:00	7/1	7/2	7/3 研修のため休診	7/4 午前中のみ診察

第7回道志村トレイルレース

無事に終了いたしました！

皆様のご協力ありがとうございました。

5月10日(日)に道志中学校(スタート・ゴール)を会場として、山梨百名山四つを含むロングコース(42・0km)とハーフコース(20・4km)の「第7回道志村トレイルレース」を開催しました。全国から1,230名(ロング・939名・ハーフ・272名)の申し込みがあり、道志村の大自然を最大限に活かしたコースとして全国に道志村の名前を発信することができました。

最後に、村内外各種団体やボランティア総勢250名のご協力により大会は無事に終了いたしましたことご報告いたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。

出走者数：1044名(ロング809名・ハーフ235名)

【ロングコース(42・0km)】

出走者数：808名

完走者数：458名

完走率：57%

ロング総合優勝：加藤 淳一

(モンチュラ)選手

タイム5時間11分12秒

【ハーフコース(20・4km)】

出走者数：235名

完走者数：173名

完走率：74%

ハーフ総合優勝：市川竜太郎

(滝ヶ原自衛隊)選手

タイム2時間39分46秒



※今回、初めて道志中学校の生徒(2名)がボランティアで、手伝ってくれました。写真のゴールテープを持っている2名です。

地域おこし協力隊



道

志村を体験
したい、村
の人たちと交流したい



と村外の方から私たち協力

隊に直接または役場等を通じ声がかかりました。最近では道志の森で行われる野外音楽イベント「ナチュラルハイ」、山梨県内のフットパス作りをしている団体「つなぐNPO」、富士五湖青年会議所等です。ニッチな要望ゆえに、これに添えていくことが出来るのは私たちしかいないと思っ

て対応しています。しかしながら、村内のみならずのご協力なくしてはできないことが多いので、どうか力を貸してください。ちなみに私は7月12日(日)に富士五湖青年会議所の方々と川原畑もしくは久保を歩く会を企画しています。ぜひ一緒に運動を兼ねて身近な歴史と風景を訪ね歩いてみませんか。

(千々輪岳史)

道志手帖が
できました！



協

力隊で制作している季刊誌、『道志手帖』第8号が出来ました。この広報と一緒にお手元に届いているはずですので、ぜひご覧ください。

今回の特集は「道志今昔」です。昔の写真をたよりに、村内の風景の変化や、当時の記憶を辿りました。好評連載絵地図では野原地区、郷土食は山菜料理を取り上げます。「道志林業人列伝」、「道志村の行事」も掲載しています。

また、道志手帖についての活動がテレビで紹介されます。6月3日(水)午後6時55分から、UTYテレビ山梨「山梨いまじん」という番組です。ご覧頂ければ嬉しいです。

(香西恵)

ステキな想い出に触れて



道

志手帖』の今号の特集のなかで「メイ先生」について取材しました。

約60年前に白井平に住んでいたという宣教師のメイ先生。ふと見つけた写真を辿っていくとたくさんのおステキな想い出に出逢うことができました。

取材を進めていくとみなさんが口をそろえて「懐かしいなあ」と話します。同時に当時のあんなことやこんなこと、想い出話は次々と出て来ました。昔を振り返る方々の頬がゆるんだ表情が印象的でした。

またメイ先生の来村には当時善之木小の先生であった田中とし子さんとの心温まる物語がありました。どうして海外からここ道志村へ宣教師がやってきたのか、その裏にあるたくさんの想いを限られた文面ですがまとめました。

ご覧いただければ幸いです。

(中島拓哉)

4

月から道志村のそれぞれの地区

のお茶会に足採みを



一緒に体験してもらおうとお邪魔しています。皆さんに簡単な足採みをレクチャーした後に、1人10分程度ですが足採み施術をさせてもらっています。楽しみながら出来る足採みを通じて、少しでも皆さんの身体の悩みを改善できれば嬉しいです。

他にも足採みをやってみてみたい人がいれば平日であればいつでもOKです。お気軽に声をかけてください。

(井口陽介)

道

志の民有林から安全、簡単に間伐材運び出せる器具



があれば、間伐の推進だけでなく、国内の他の地域でも役に立つはず…。そう思い、東京にいる開発者の方と一年間、道志で実験を行いました。先日、その器具が新聞の第一面に掲載されました。励みになります。

まだ、試験を続けていく必要はありますが、かなり重い材も運び出せるようになりました。

今後、より良い器具になるよう頑張ります。

(大野航輔)

道志村トピックス



ふれあいサロンを実施しました！

体を動かすと自然と笑顔になりますね！



8020 表彰、おめでとうございます

「元気で楽しく生き生き」を目的に4月24日(金)やまゆりセンターで実施しました。

午前は8020運動の歯科表彰があり、佐藤盛雄さん、佐藤徳江さんの2名が表彰を受けました。そのあと、渡邊ますみさんからの介護予防運動の指導のもと、季節の歌、ストローと綿棒を使用した吹き矢、手指の運動など家でも出来る運動を行いました。

昼食は食育の一貫として地産地消をテーマに、道志産の食材でお弁当をいただきました。午後はギター・ウクレレ演奏、浜ちゃん体操の発表と脳神経に刺激を与える脳トレーニング、大正琴、カラオケなどで盛り上がり心身ともに刺激を受け、楽しい時間を過ごしました。



ヴァンフォーレの選手とパチリ！ 緊張したけど楽しかったなあ！



ヴァンフォーレ甲府 道志村・富士川町合同ホームタウンサンクスデー



黒と黄色のユニフォームが道志トルベジーノ Jr の子供たちです

4月29日(水・祝)に山梨中銀スタジアムにおいてヴァンフォーレ甲府ホームタウンサンクスデーが開催されました。

当日は、道志村の子供たちがエスコートキッズとして選手と手を繋ぎ、元気に入場しました。また、トルベジーノ Jr の団員は選手が試合を行う前のピッチで増穂のサッカースポーツ少年団と交流試合を行いました。

結果は、浦和レッズに0対2で勝利とはなりませんでしたが、今後も道志村は変わらずヴァンフォーレ甲府のサポートを行ってまいります。

わが家のアイドル



長田莉緒奈ちゃん(板橋地区)
平成26年1月27日生
父 竜星さん 母 はる奈さん

アイスだいあき♡

慶 弔

「結婚おめでとうございます(婚姻)」

大月市 石井 竜星さん
板橋 長田はる奈さん

お悔やみ申し上げます(死亡)

上善之木 池谷 治雄さん 77才

椿 佐藤 文字さん 48才

(4月届出)



学校だより

中学校修学旅行特集



天候に恵まれ、清水寺から京都の街を見渡しました



清水寺の音羽の滝
「学問上達」「延命長寿」「恋愛成就」
どの水を飲もうかな?



東大寺の大仏 大きくて圧倒されました



手作り京扇子
出来上がりが楽しみです

5月9日から12日に3泊4日で、道志中学校3年生14名は、奈良・京都・広島へ修学旅行へ行ってきました。

奈良や京都では、数ある名所をめぐり、日本の伝統文化に触れることができました。歴史的建造物を実際に見て、改めて日本の文化の素晴らしさや偉大さを肌で感じました。また、広島では、平和集会を行い、平和を誓う群読と合唱を発表しました。気持ちを込めた発表に、周囲から大きな拍手を頂きました。

この修学旅行で、クラスの団結力がさらに強くなりました。一生忘れることのできない思い出がいっぱいです。



30分の座禅はきつかったな 己の弱さを痛感させられました



原爆の悲惨さを聞き、身近な平和に改めて感謝しました



この4日間は最高の思い出です